

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 12 日

長崎県知事 平田 研

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ諫早
長崎県諫早市久山町 1270 番地 1 ほか 3 筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和 8 年 3 月 2 日ほか

2 届出年月日

令和 8 年 4 月 24 日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から 4 月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。